

諮問庁：防衛庁長官

諮問日：平成17年4月8日（平成17年（行情）諮問第209号）

答申日：平成17年9月20日（平成17年度（行情）答申第267号）

事件名：「大湊における寒冷地実習に関する特別警備隊一般命令」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大湊における寒冷地実習に関する特別警備隊一般命令」（平成15年1月14日付け特警隊般命第1号）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成16年3月15日付け防官文第2218号により防衛庁長官が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書の概要

本件対象文書は、海上自衛隊の部隊である特別警備隊の隊長が同隊所属隊員に対し、大湊における寒冷地実習の実施につき隊員に対し発出した一般命令であり、実習の目的、期間、演練項目、作業予定等訓練の内容の詳細について記載されているものである。

2 特別警備隊について

特別警備隊は、平成11年に発生した能登半島沖不審船事案を契機として海上自衛隊に創設された部隊であり、海上警備行動下で不審船に対する立入検査を行う場合に、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うために創設された専門部隊である。

部隊の性格上、その組織・態勢、部隊の運用要領、使用する装備品、訓

練内容等の情報を明らかにした場合、部隊の能力及び練度を推察され、不審船の側において、特別警備隊による立入検査を排除するための具体的な対応策を検討する材料を与えることになり、任務の効果的な遂行に支障を来すとともに隊員が殺傷される可能性を高めることになる。そのため、これらの部隊の詳細に係る情報は特に秘匿性の高いものとして、隊員の概数、主要な個人装備品等一部の限定的な情報を除き、すべて非公開とする措置を採ってきたところである。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書3枚目の別紙第1の不開示とした部分は、特別警備隊の隊員(自衛官)の個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、これは法5条1号の規定に該当する。

また、防衛庁において、自衛官にあつては、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令3条14号に規定する補職の「職」にある者の氏名等については、法5条1号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当するものとして開示しているが、当該不開示とした隊員はこれに該当しない。

(2) 法5条3号該当性について

本件対象文書中、不開示とした部分には訓練の目的、期間、実施部隊等及び実施内容の一部に関する情報が記載されており、当該部分を公にすることにより、特別警備隊の部隊の運用要領、能力、練度等が推察され、海上自衛隊のいわば手の内が明らかとなり、不審船を用いて我が国の安全を脅かそうと考える相手方に裏をかかれることになるなど、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当する情報として、当該部分を不開示としたものである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、本件対象文書の一部開示決定の取消しを主張しているが、上記3で述べたとおり、特定した文書中の不開示情報該当部分の有無を十分精査した上で、法5条1号及び3号に該当する部分を除いて開示しているところであり、異議申立人の主張は当たらない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、原処分に係る平成17年(行情)諮問第209号について、以下のとおり調査審議を行った。

平成17年4月8日 諮問の受理

同日 諮問庁より理由説明書を收受

同年9月1日 本件対象文書の見分及び審議

同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特別警備隊において、寒冷地における任務達成のための基礎的事項についての訓練の概要を定めたものであり、一般命令本体、参加者名簿である別紙第1、実習作業予定である別紙第2、特定訓練の概要である付紙並びに特定訓練の細部要領である属紙第1及び第2から成る。

2 不開示情報該当性について

諮問庁は、本件対象文書の不開示部分について、法5条1号及び3号に規定する不開示情報に該当すると説明することから、以下において、各号の不開示情報該当性について検討する。

(1) 法5条3号該当性について

諮問庁は、原処分において不開示としたすべての部分について、公にすることにより、特別警備隊の運用要領、能力、練度等が推察され、海上警備隊のいわば手の内が明らかとなり、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとして、法5条3号に該当すると説明する。

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、不開示部分のうち、本件対象文書3枚目の別紙第1「参加者名簿」の罫線も含めた表(項目名を除く。)には、参加者の氏名、階級及び当該訓練における配置が記載されており、当該部分は特別警備隊の態勢に係る情報であると認められる。

当該不開示部分が公になった場合、特別警備隊の参加隊員数や階級構成が明らかになることから、特別警備隊全体の現員数が推察され、特別警備隊の態勢が明らかとなり、特別警備隊の今後の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるものと認められる。

したがって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるとして、罫線も含め当該部分を不開示とした諮問庁の判断は、相当である。

イ その余の不開示部分には、当該訓練の内容が詳細かつ具体的に記載されているものと認められる。

当該不開示部分が公になった場合、特別警備隊の特定訓練の内容が明らかとなることから、特別警備隊の具体的な行動の一端が明らかとなり、その結果、特別警備隊の運用要領、練度等が明らかとなり、特

別警備隊の今後の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるものと認められる。

したがって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるとして、当該部分（下記ウで判断する部分を除く。）を不開示とした諮問庁の判断は、相当である。

ウ 本件対象文書5枚目表中「支援部隊」欄の記載事項については、当該訓練を実施するに当たり、その実施支援を行った部隊名及び支援概要が記載されているものと認められるが、当該部隊名は、本件対象文書中において既に開示されており、当該部分が公になったとしても、特別警備隊の効果的な任務の遂行に支障を生じさせるとは考えにくく、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないことから、開示すべきである。

また、同じ表中の「開始（終了）」、「交話要領」及び「その他」の欄の各記載事項については、当該訓練に関する事項ではあるが、記載されている事項が公になったとしても、特別警備隊の効果的な任務の遂行に支障を生じさせるとは考えにくく、法5条3号の不開示情報に該当するとは認められないことから、開示すべきである。

(2) 法5条1号該当性について

諮問庁は、上記(1)ア掲記の「参加者名簿」における不開示部分について、法5条1号該当性も説明するが、上記(1)アのとおりであるので、判断するまでもない。

3 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分は、同条3号に該当するとは認められないことから、開示すべきであるが、その余の不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、同条1号については判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 新村正人，委員 園マリ，委員 藤原静雄

別 紙

開示すべき部分

- 5 枚目 「支援部隊」欄記載事項の1文字目及び2文字目
- 同 「開始(終了)」欄記載事項のすべて
- 同 「交話要領」欄記載事項のすべて
- 同 「その他」欄記載事項のすべて

以 上